

(様式1)

お知らせ

# 上川総合振興局管内飲酒運転根絶緊急対策の実施について

平成30年12月14日

上川総合振興局

項目	内容	備考
1 緊急対策 実施事由等	(1) 飲酒運転による逮捕事案の発生状況 ・ 1件目 12月12日 旭川市 30歳 男 逮捕 ・ 2件目 12月13日 旭川市 58歳 男 逮捕 ・ 3件目 12月13日 旭川市 68歳 女 逮捕  (2) 緊急対策実施の発表 上川総合振興局管内における飲酒運転を伴う逮捕事案の発生が、道の「飲酒運転根絶緊急対策実施要領」に基づく実施基準に該当することとなったことから、12月14日、上川総合振興局長名で、上川総合振興局管内における飲酒運転根絶緊急対策の実施を発表します。	※上川総合振興局における飲酒運転根絶緊急対策は2回目。 (前回11/26~12/2)  ※緊急対策実施基準 ・ 飲酒運転を伴う死亡事故が1年以内に複数件発生した場合 ・ <u>飲酒運転を伴う逮捕事案が連続した3日間で3件以上発生した場合</u> ・ 飲酒運転を伴う社会的反響の大きい事案が発生した場合 ・ その他、特に必要と認められる場合
2 対策期間	平成30年12月14日(金)~12月20日(木)	
3 各機関による推進事項	(1) 上川総合振興局 ・ 管内市町村、関係機関・団体等への周知 ・ 公用車等を活用した啓発活動 ・ 報道機関への発表やホームページへの掲出による広報啓発活動 ・ 街頭啓発 ・ 飲食店訪問 (2) 上川総合振興局管内市町村 ・ 広報車等を活用した地域住民への周知 ・ 公共施設等を活用した啓発活動 等 (3) 上川総合振興局管内警察署 ・ 交通違反取締り、レッド走行、情報発信活動の推進 等	
4 その他		